

議案第 1 7 5 号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

川崎市港湾施設条例（昭和 2 2 年川崎市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「第 6 号」の次に「、第 1 0 号（1 月未満の利用に係る使用料に限る。）」を加える。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1（第 1 3 条、第 1 3 条の 2 関係）

ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料

種 別		使用料又は利用料金	
		単 位	金 額
電 柱	第 1 種電柱	1 本 1 月まで ごとに	2 8 0 円
	第 2 種電柱		4 4 0 円
	第 3 種電柱		5 9 0 円
電 話 柱	第 1 種電話柱	1 本 1 月まで ごとに	2 5 0 円
	第 2 種電話柱		4 1 0 円
	第 3 種電話柱		5 6 0 円

その他の柱類		1本1月まで ごとに	25円	
共架 電線	電柱に共架する場合	共架柱1本1 月までごとに	290円	
	電話柱に共架する場合		310円	
公衆電話所		1個1月まで ごとに	510円	
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1月まで ごとに	210円	
送電塔		1月1平方メ ートルまでご とに	510円	
特別高圧架空送電線		1月1メート ルまでごとに	9円	
地 下 埋 設 物	埋設管その 他これに類 するもの	1月1メート ルまでごとに	外径0.07メートル未満 のもの	20円
			外径0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの	29円
			外径0.1メートル以上0. 15メートル未満のもの	43円
			外径0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	57円
			外径0.2メートル以上0. 3メートル未満のもの	86円
			外径0.3メートル以上0. 4メートル未満のもの	110円
			外径0.4メートル以上0. 7メートル未満のもの	140円
			外径0.7メートル以上1 メートル未満のもの	230円
			外径1メートル以上のもの	490円
	その他のもの		1月1平方メ ートルまでご とに	490円

架空工作物	架空管その他これに類するもの	外径0.4メートル未満のもの	1月1メートルまでごとに	230円
		外径0.4メートル以上のもの		570円
	支持物		1月1平方メートルまでごとに	570円
	その他のもの			570円
鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道及び用地横断工作物			1月1平方メートルまでごとに	510円
広告塔及び看板類			1月1平方メートルまでごとに	980円
工事のための一時作業所又は工事用材料置場			1月1平方メートルまでごとに	170円
港湾貨物の一時置場			1月1平方メートルまでごとに	120円
事務所及びその附帯施設			1月1平方メートルまでごとに	290円
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける露店、商品置場その他これらに類する施設			1日1平方メートルまでごとに	98円
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける旗ざお			1本1日までごとに	98円
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける幕			1日1平方メートルまでごとに	98円
その他のもの			前各項類似の項目に準じて市長が定める。	

別表第1備考第5項中「看板類」の次に「並びに祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける幕」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

ふ頭用地の使用料の額及び利用料金の上限額を改定し、並びに1日を単位として定めるふ頭用地使用料及びふ頭用地利用料を新設するため、この条例を制定するものである。